[しょうがい] 表記にみる大学生の障害観

岩﨑 眞和・清原 舞・田家 英二・渡邉 孝憲・藤島 稔弘

要約

本研究では、現代大学生の「障害」に対するイメージや認識および障害観に関する探索 的理解を目的とした。障害者福祉を学んでいる大学生を対象に、「障害 | 概念およびそれ らを巡る言語表記について尋ねた自由記述のテキスト型データを計量テキスト分析した。 分析の結果、「障害」表記の在り方とその是非の観点から記述内容は大きく4つのスタン スに分類された。また、テキストマイニングを通じて抽出されたクラスター(前期講義分6. 後期講義分9)を整理したところ、障害者福祉に関する1年間の学びの過程で本研究の分 析対象が"「障害」を巡る自身の身近な体験とそれに基づく内省"をしながら、各自で"「障害」 表記を巡る自身の考えやスタンス"を探り、"「障害」理解に向けた学びへの積極性"を高 めていった可能性が示唆された。本研究成果を心理学、社会福祉学を学ぶ大学生への教育 に還元することで、"障害観"を再認識する契機になりうると考えられる。

キーワード: しょうがい、大学生、障害観、多様性

1. 問題

2021 (令和3) 年 8 月下旬に「東京2020パラリンピック競技大会」が開催され、パラリン ピックでの障害者の活躍が注目された。同年8月22日付の日刊スポーツの記事によれば、 障がいを有する人々への呼称表記として『障害者』と『障がい者』の2つがあり、政府系 政府関係の資料等では『障害者』の表記が、組織委員会資料では『障がい者』がそれぞれ 多いとされる。また同年8月22日の国際パラリンピック委員会(IPC)理事会で,プレゼ ンテーション後の記者会見にて上記に関する意見が求められた際、東京オリンピック(五 輪)・パラリンピック組織委員会の事務総長である武藤氏は「そういう議論があることは 重々承知しているが。ただし、言葉をどう使うか、というのは、ひらがなにしたら済む問 題ではないと思っていた。組織委がそうなのは、事務的に配慮しながらやっているんだろ うと思っている。ただし結局、何らかの身体的なハンディキャップを持っている人たちに 対する社会の接し方が重要なのであり、普通と同じように接してほしい、特別に配慮され るのは気分的に重く感じる、という意見を聞いたことがある。まだまだ日本では接し方に ついて、必ずしも、こなれていない。むしろ、そういう点をパラリンピックを契機に変え ていければいい」と回答した。

こうした「しょうがい」をめぐる表記については、これまでも長く議論されてきた。

2010 (平成22)年、障がい者制度改革推進会議のもとに「障害」の表記に関する作業チームが設置され、同年11月の検討結果では、障害当事者からもさまざまな意見があることを踏まえ、『我が国の法令における漢字表記については、「法令における漢字使用等について」(昭和56年10月1日内閣法制次長通知)により、事務次官等会議申合せ「公用文における漢字使用等について」記1漢字使用によること、つまり「常用漢字表」(昭和56年内閣告示第1号)によることとされている』と結論づけた。そのうえで、『法令等における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、今後、制度改革の集中期間内を目途に一定の結論を得ることを目指すべきである。そのためには、障害は様々な障壁との相互作用によって生ずるものであるという障害者権利条約の考え方を念頭に置きつつ、それぞれの表記に関する考え方を国民に広く紹介し、各界各層の議論を喚起するとともに、その動向やそれぞれの表記の普及状況等を注視しながら、今後、更に検討を進め、意見集約を図っていく必要がある』とした。

そして、2021(令和3)年2月26日、「障害」の「害」を「いしへん」の「碍」と表記できるように「常用漢字」に追加すべきか検討してきた文化庁の小委員会は、使用頻度が高まっている状況ではないことを理由に、追加を見送る見解をまとめたことが報じられ、これまでと同様に「障害」を用いる見解となっている。

そもそも「しょうがい」を「障害」と表記するようになったのはいつからだろうか。前述の作業チームの報告書によると、「障害」は江戸時代の末期には使用されていた用例があったとされる。また、明治時代前まで「しょうげ」と読まれた「障碍」は、元来「ものごとの発生、持続にあたってさまたげになること」を意味するが、仏教用語から転じて平安末期以降「悪魔、怨霊などが邪魔すること、さわり、障害」の意味で多く使われていた。明治期に入ると、「障碍(礙)」を「しょうがい」と読む用例が現れ、「障碍(礙)」という一つの表記について、呉音で読む「しょうげ」と漢音で読む「しょうがい」という二つの読み方が併存するようになった。表記に関する利便性の観点から、次第に「しょうがら」の表記としては、「障碍(礙)」よりも「さまたげ」の意味合いの強い「障害」の方が一般的になっていった。戦前は、心身機能の損傷や、心身機能の損傷のある人を言い表す場合に、現在用いられている「障害(者)」と同様の意味で「障害(者)」や「障碍(者)」が用いられたことはほとんどなく、たとえば身体障害者をあらわす「かたわ」など差別的な言い方が用いられていたとされている。そして、戦後、「当用漢字表」や「法令用語改正例」が「障害」を採用した結果、次第に「障碍」表記が減っていったとされる。

近年,「障がい」と表記されることも多くなり,前述のパラリンピックにおいての組織委員会に見解を求める記事につながっている。栗田・楠見 (2010) は,「障がい」表記に注目し,ひらがなと漢字の表記形態が身体障害者に対する態度に及ぼす影響について,大学生・大学院生を対象に調査を行った。その結果,「障がい者」表記について,障害者に対するポジティブなイメージの変容は起こりうるが,ネガティブなイメージや交流への意欲に変化は見られなかったことが明らかになった。障害者と交流や関わりがない場合は,どのような表記にしても,障害に対するネガティブなイメージが強く,偏見をなくすことに,直接的なつながりはもたないと結論づけている。むしろ,表記の議論の背景にある,

障害者に対する偏見や差別の存在を認識し、彼らを「障害者」たらしめている「障害」が 改善される社会の実現に向けた取り組みを行うことが重要であると指摘している。

このことからも、「しょうがい」表記は、私たちの持つ障害観に大きく影響されていると考えられる。障害に対するネガティブなイメージや「障害」を用いることにより、言われた当事者やその家族が抱く戸惑いや違和感もある。だからこそ、当面、「障害」を用いる見解が出されていても、議論の余地を残しているといえる。そして、この議論を通して、私たちの持つ障害観を再確認していくことが重要であると思われる。

2. 目的

本研究では「障害」という言葉の現代大学生の捉え方を明らかにすることを契機とし、彼らが抱く「障害」についてのイメージや認識および障害観の理解を深めることを目的とした。具体的には、本学の社会福祉学系科目の一つであり上記テーマの学びとの関連が深い講義科目『障害者福祉論』の履修学生を対象に、「障害」概念およびそれらを巡る言語表記について尋ねた自由記述のテキスト型データを計量テキスト分析した。計量テキスト分析とは、計量的分析手法を用いてテキスト型データを整理・分析し、自由記述データ内容の特徴や相互連関を明らかにする解析手法(樋口、2004)である。本研究を通じて、私たちの持つ"障害観"を再認識する契機となり、心理学、社会福祉学を学ぶ大学生への教育に還元可能な知見が得られると思われる。

3. 方法

(1) 分析素材の概要と倫理的配慮

2020年5月上旬と翌年1月中旬に関東地方の私立大学1校(心理福祉系学科)の通年による講義科目『障害者福祉論』において、倫理面で十分な配慮の上で得られた学部生の自由記述によるリアクションの一部を分析の素材とした。具体的には、本講義で用いたテキスト『新・はじめて学ぶ社会福祉3障害者福祉論』(杉本他,2016)のなかで「障害」と「しょうがい」の表記を巡る国内外での現状と議論について学び、さらにそれに関する新聞記事について読んだ後、「障害」の表記に関して思ったことや考えたこと、感じたことについての自由記述記載を求めた。

本研究への部分的活用については、講義終了後に受講生全員に対して研究協力が自由意思であり辞退可能であること、研究協力への同意の可否による成績評価への影響は無いこと、分析に際しての個人情報の保護と本研究のみでの使用などを口頭により説明した。最終的に、辞退の申し出がなかった学部生1-4年生(前期分42名、後期分56名)の素材のみを分析の対象とした(Table 1)。

	前期	後期	通年
データ数	42	56	98
総抽出語数	3329	5930	9259
抽出語平均	79.26	105.89	94.48
文数総計	102	172	272
文数平均	2.43	3.07	2.78

Table 1 分析素材の概要

(2) 分析ツール

匿名情報加工化を施した分析素材 (Table 1) について、統計処理ソフトKH Coder (樋口, 2004) のversion 3. Beta. 04cを用いて計量テキスト分析を行った。本研究では、本分析手法のなかでも頻出語の抽出と、頻出語間の相互連関、共起関係の強さの視覚化に適した共起ネットワークを図示することで、分析素材の内容を整理した。

4. 結果

(1)「障害」表記の在り方を巡る記述内容の分類

記述内容の共起ネットワーク導出に先立ち、前期と後期の全ての記述内容について「障害」表記の在り方とその是非の観点から大まかな分類を試みたところ、大きく4つのグループに分類された(Table 2)。グループ①は、「害」という漢字に伴うネガティブなイメージに着目、言及し、たとえば「障がい」や「しょうがい」といった表現への変更を望ましいと考える群であった。グループ②は、「障害者」への根強い偏見や社会的差別、そしてそれに起因して生じていると思われる社会的事象や事件等を見聞きするなかで、新たな表現の模索と創出を積極的に志向する群であった。グループ③は、慣例や法律等において伝統的に長く用いられてきている「障害」「障害者」という表記を安易に変更したとしても、本質的な課題の解決や社会的偏見および差別等の抑制や防止にはほとんど寄与しないのではないかと考え、表記の変更に積極的な意義を見出しにくいと考える群であった。グループ④は、「障害」表記の変更の是非というよりは、「障害」表記の背景に存在する個人、社会の認識や偏見への言及、または自分自身の身近な体験を基にした本課題への見解や内省を述べている群であった。

「障害」表記の在り方に関する以上の観点を踏まえ、これら4つのグループを①「障がい」「しょうがい」といった表記への変更を志向する"表記変更志向群"、②「障害」に替わる新たな言葉表現や表記の創出を積極的に志向する"表記創出志向群"、③安易な表記変更によって社会的課題や偏見等が見えにくくなる懸念や心配から、むしろ現在の「障害」「障害者」という表記の維持を志向する"表記維持群"、④「障害」表記の是非という課題を契機に、身近な出来事や体験を素材に自身の障害観を内省する"障害観への内省群"とそれぞれ命名した。

なお、本研究テーマに関する学生の意見やスタンスは、およそこの4群に集約されたが、たとえば①と④とが併存するような明確な区分が難しい記述内容も散見された。それらの多くは、④の内省的な考えや再認識を踏まえた上で①-③のいずれかのスタンスを選び取るか、あるいは表記の在り方に対するスタンスの明示を保留する内容であった。

(2) 共起ネットワークによって見出されたクラスター

レポート内に記載されている特徴語の客観的把握と、上記の大まかな分類をより多角的な視点から整理、分類する目的で、前期と後期それぞれで記載内容に関する共起ネットワーク(上位40語)を導出した。記述内容の原文の読み込みとkeyword in context(KWIC)の参照の上、Hill et al.(1997)による合議制質的研究法(consensual qualitative research; CQR)を援用してクラスター内容を検討した。その結果、前期では6クラスター

Table 2 「障害 | 表記の在り方とその是非の観点に基づく記述内容の分類概要と典型文例

群 (略記を記載)	学期	代表的な文例
①表記変更志向群	前期	「障害者」についての言葉表記の仕方の違いは障害者の当事者たちにとっては大きな問題だと思う。言葉の受け止め方や感じ方は人それぞれだが、表記の仕方によっては嫌な思いをする人もいると思う。私は障害者という言葉を言い換えるとしたら、害という文字を使うことをやめる方が望ましいと思う。私にとっては「害」のイメージはネガティブなものなので、害を使わずに言い換えることができたら、障害者と聞いただけで暗い印象を受けることも多少は減るのではないかと思った。
	後期	[書] は人やモノを傷つけるといった意味合いが強く、「碍」は妨げるという意味であることを学んだ。また差別的なニュアンスを伴うことも多いように思う。このため、生活の支障や妨げになるような状態にある人と捉えた方が望ましいと考え、「障碍者」と記述表記するか、「害」「碍」という漢字をひらがなにするなど目に見える表記を変化させることから改善していく方がより望ましいと思った。
②表記創出志向群	前期	「障害」「障害者」に替わる言葉を作っていいのではないかと思った。私も何かしらの機会で障がいを持っている方の説明をする際、同じ命を持っている方々に対し「障がい」という言葉を使って説明するのは心苦しく感じる。確かに安易に呼び方を変えるとかえって本質を見失ってしまう恐れもあるが、苦しんでいる人たちがいるのであれば新たな表現、表記等について考え直すのも良いのではないかと思う。そのためには、障害者の人々と実際に対話する場が必要だと考えた。
	後期	改めて「障害」「しょうがい」「障碍」について考え、「害」「碍」という漢字を使うのは望ましくないと思った。この漢字を使うことで、まるでしょうがいのある方々が、害を与えるような存在、邪魔な存在という印象をもつ人もいるかもしれない。かといって「しょうがい」という表記もあまりしっくりこない。しょうがい者は、しょうがいを持っていない人に比べハンデはあるものの、変わりはない。日本は、「しょうがい」に対してまだ偏見が強いように思う。【全体的に、後期になると本群はほとんどみられなくなった】
③表記維持群	前期	文字を変えることで「障害」から社会が逃げたり、目をそらしているのではないかと思った。「障害者」として見るのではなく、個人として周りが接することが必要になると思う。したがって、表記の安易な変更はこうした本質的な課題から社会が目をそらすことにつながってしまうと考えた。また、仮に言葉を変えたところで、似たような課題が出てくるようにも思う。
	後期	「障害」表記が適切であろうという結論に至った。それ以外の表記だと、差別や偏見から目を背けることに繋がったり、かえってネガティブなイメージを意識することになる気がした。これまで通りの表記を続けるべきではないかと考えたが、なかには、様々な理由で「しょうがい」表記が適切だと考える方もいれば「障碍」が適切だと考える方もいる。どの表記が望ましいとはっきり述べる事は難しいが、表記に関係なく、本当の意味で差別のない社会を創っていく必要があると思った。
④障害観への内省群	前期	障害者という言葉を「害」という言葉のイメージから傷つく人がいると思い、出来るだけ使わないようにしていた。それは社会的に障害者という表記を使ってはいけないという暗黙のルールのようなものが感じられていたためでもある。しかし、根本的には障害者に対する私たちの意識が変わらなければ何も変わらないように思う。したがって、表現を変えること自体が悪いとかそういうのではなく、まずは私たちの意識や考えに焦点を当てて、障害者が生きやすい社会を整えていくことが大切だと思う。
	後期	この書き方は自由でよいと考えるようになりました。この書き方で障害者の性格や 人格が変わるわけではなく、文字ではなく実際に見ることで相手を知ることができ るため、障害の書き方は人それぞれでよいと思います。漢字で偏見や先入観を持た ないでいることが大切であり必要なことだと考えます。

注)各群では、おおよそ各文例に類する記述が散見された。なお各群の文例は、その群に特徴的な記述内容から構成された架空の典型文であり、より端的に表現された記述から2つの群にまたがる記述、あるいは相反する立場で揺れ動きながらの記述などもみられた。

(Figure 1), 前期の学びを経た後期では 9 クラスター (Figure 2) をそれぞれ抽出, 命名した。以下、クラスターをCLと略記し、それらの詳細を述べる。

前期のCL1は「障害|「言葉|「思う|「イメージ」などをその特徴語とし、自らの障害 観や認識を自身の体験等に基づきながら振り返り、内省する記載が多かったため【「障害」 に対する認識と内省】と命名した。CL2は「自分」「感じる」「違う」「人」などをその特 微語とし、自分と障害を有する人たちとの差異を認識しつつも、人としての平等性や尊厳 を重視する記載が多かったことから【平等さや尊厳の尊重】と命名した。CL3は「差別」「社 会|「意識|「問題|などをその特徴語とし、障害という表記に伴うネガティブなイメージと、 それによる差別や社会的偏見の助長への懸念などへの言及が多かったため【「障害」表記 に伴うネガティブ・イメージ】と命名した。CL4は「作る|「考え|「変わる|「表現|「抱 く | をその特徴語とし、現在の障害を取り巻く社会的状況や偏見を鑑み「障害 | 「障がい | などとは異なる新たな表現.表記の創出への言及が多かったことから【「障害」表記に替 わる表現の創出】と命名した。CL5は「見失う」「本質」「呼ぶ」「心」をその特徴語とし、 表記を変更しても障害者への社会的偏見や差別などの本質的課題の解消には寄与しにくい ことへの懸念について言及されていたため【表記変更への懸念】と命名した。CL6は「使 う | 「言い換える | 「聞く | 「害 | をその特徴語とし、CL5と同様に「害 | という漢字表記 を安易に変更しても却って本質的課題を見えにくくするのではないかといった懸念や、反 対にその言葉を変更することによって少しずつではあっても社会的認識が変容するのでは ないかといった考えなど、講義内容や自身の体験および周囲の出来事等を基に「障害」と いう表現を用い続けることへの意見表明と、迷いなどに言及する記載が多かったため【「障 害 | 表記に対する自身の意見表明と迷い | と命名した。

後期のCL1は「障害」「思う」「表記」「考える」などをその特徴語とし、前期の時点より「障害」表記を巡る内省の発展的な変化や進展を反映した記載が多かったため【「障害」表記

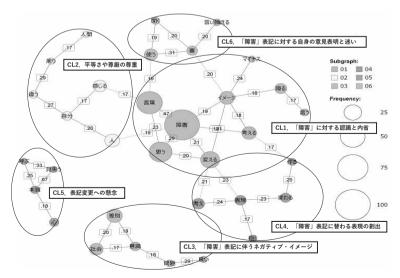


Figure 1 前期の記載内容に関する共起ネットワーク (CL1-6:上位40語)

を巡る内省の進展】と命名した。CL2は「福祉|「自身|「理解|「学ぶ」などをその特徴 語とし、全体的に障害者福祉への学びの深化とそれに伴う自身の障害観の変化に関する記 載が多かったことから【障害者福祉の学びによる建設的変化】と命名した。CL3は「本人」「尊 重|「大切|「当事者| などをその特徴語とし、障害を有する当事者自身の意思の尊重と彼 らへの配慮に関する言及が多かったため【当事者主体の視点】と命名した。CL4は「害」「使 う|「漢字|「文字」などをその特徴語とし、前期CL6に類似することから【「害|という 表記を用いることへの意見表明】と命名した。CL5は「存在」「感じる」をその特徴語とし、 障害を巡る自身の体験への言及が多かったことから【「障害」に関する自らの体験】と命 名した。CL6は「今|「必要|「難しい」をその特徴語とし、新たな言語表記の必要性より もその困難さ、あるいは重要なのは表記する側の意識であるといった言及が多かったこと から【障害観の重要性と表記の難しさ】と命名した。CL7は「自分|「知識|「正しい|を その特徴語とし、障害者福祉全般への知識を深めることの大切さへの言及が多かったこと から【障害者福祉への学びの必要性】と命名した。CL8は「周り|「日本|をその特徴語とし、 障害者福祉を取り巻く国際的な状況への言及が多かったことから【「障害」を取り巻く社 会的環境や制度】と命名した。CL9は「壁」「作る」をその特徴語とし、障害者への見え にくい社会的、環境的障壁とそれらが解消されていくことの必要性や共生社会の実現など に関する言及が多かったことから【「障害」を取り巻く社会的障壁の再認識と共生社会へ の希求】と命名した。

以上、前期分と後期分の分析結果を踏まえ、前期と後期で抽出された計15のCLの概観をTable 3に示した。それぞれのCLの背景にある自由記述内容の豊富さや多様さに各期で若干の差異があるものの、全CLは①「障害」を巡る自身の身近な体験とそれに基づく内省、②「障害」表記を巡る自身の考えやスタンス、③「障害」理解に向けた学びへの積極性の大きく3つのカテゴリーに区分することが可能に思われた。

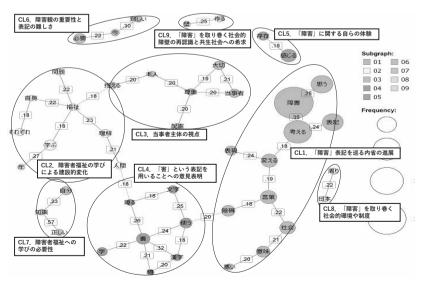


Figure 2 後期の記載内容に関する共起ネットワーク (CL1-9:上位40語)

5. 考察

本研究では現代大学生が抱く「障害」へのイメージや認識への理解を深める目的で、「障害」やその表記の在り方に関する大学生の自由記述(Table 1)を計量テキスト分析した。「障害」表記の在り方という観点から記述内容を整理したところ、"障害観への内省群"を中心としながらもTable 2で示した4つの意見表明、スタンスが示された。さらに、共起ネットワークの導出によって、前期と後期の自由記述内容が"「障害」を巡る自身の身近な体験とそれに基づく内省""「障害」表記を巡る自身の考えやスタンス""「障害」理解に向けた学びへの積極性"のおよそ3カテゴリー(Table 3)に集約された。これらの分析と分類結果に基づいて、「障害」表記の在り方や、そもそも「障害」とは何かといった観点から考察する。

Table 3 前期と後期で抽出されたCLの概観

前期 (6CL) 後期 (9CL)

カテゴリ①:「障害」を巡る自身の身近な体験とそれに基づく内省

CL1:「障害」に対する認識と内省 CL5:「障害」に関する自らの体験

CL2: 平等さや尊厳の尊重 CL3: 当事者主体の視点

カテゴリ②:「障害」表記を巡る自身の考えやスタンス

CL3:「障害 | 表記に伴うネガティブ・イメージ CL1:「障害 | 表記を巡る内省の進展

CL4:「障害」表記に替わる表現の創出 CL4:「害」という表記を用いることへの意見表明

CL5:表記変更への懸念 CL6:障害観の重要性と表記の難しさ

CL6: 「障害 | 表記に対する自身の意見表明と迷い

カテゴリ③: 「障害」理解に向けた学びへの積極性

CL2:障害者福祉の学びによる建設的変化

CL7:障害者福祉への学びの必要性

CL8:「障害」を取り巻く社会的環境や制度

CL9:「障害」を取り巻く社会的障壁の再認識と

共生社会への希求

(1) 「障害」表記の在り方に関するスタンス

学生の「障害」に対する考え方については、「障害」という言葉自体にまつわる問題と言葉の持つイメージの混在がみられた。たとえば、「害」の持つネガティブ・イメージが差別・偏見につながりやすいという意見や「障害」の表記の問題にはそれに留まらない本質的な課題があるという意見、それに伴って「障害」という言葉をできるだけ避けて使わないようにしたいという意見、「障害」に対しては「配慮すべき」といった意見など、多種多様な考え方が示された。これらの意見について、「障害」表記の在り方に焦点化して分類したところ、"表記変更志向群" "表記創出志向群" "表記維持群" "障害観への内省群"の大きく4群の意見表明がなされた。そのうち、"障害観への内省群"は、「障害」表記の在り方を巡って自分自身や周囲の出来事、講義内容についての内省を深める群であり、そのうえで他の3群いずれかの意見表明を行うか、あるいは態度を保留するという記述が多

かった。したがって、本研究では今後の「障害」表記の在り方について、その表記の変更、新たな表記の創出あるいは現状の維持、という大きく3つのスタンスに集約されたといえる。また、前期の段階では「障害者」「障碍者」「障がい者」などの表記への心理的抵抗感もあって、新たな表記創出の必要性を志向する記述が散見されたが、後期になると徐々に表記云々というよりも、その言葉、表記を用いる側の認識や偏見の重要性に焦点化した記述が多くなり、結果的に"表記創出志向群"に区分される記述はほとんどみられなくなった。つまり、「障害」表記については「害」の字をひらがなに変更するなどの形(典型記述例:「障がい」)での変更を志向する意見と、既に法律表記や社会的な浸透度の考慮および安易な表記変更によって、却って「障害」に対する社会的偏見や社会的課題が見えにくくなる可能性の懸念などから「障害」表記の維持を志向する意見の、大きく2つの立場に集約される可能性が示唆された。

伊藤 (2015) は、「しょうがいしゃ」の表記変更が社会的課題の先送りに過ぎず、またこうした表記への「配慮」が障害を「個人モデル」でとらえているが故に生じやすい可能性を指摘し、これまで通り「障害者」と表記することが望ましいと主張している。この伊藤の主張は、「障害」と表記し続けることによってそのネガティブなイメージや印象を「社会」の側が自覚しておくことの重要性に起因しているとともに、障害を生み出す要因が社会の側にあるとする「社会モデル」の考え方に基づいている。伊藤のスタンスは、本研究結果からすれば"表記維持群"に位置づくと思われるが、今後はこの表記へのスタンスと併せて、なぜそのスタンスを採用するのか、どのような意図や考えに基づいてその表記を行っているのかといった視点から学生同士や教員と学生間でディスカッションしながら、障害理解や障害に関する「個人モデル」から「社会モデル」への転換の意義などについて学びを深めていくことも有益と考えられる。

このように、「障害」や「障害者」を巡っては各学生で多様な受け止め方があり、社会福祉学専攻に限らず現代の大学生の「障害」理解を深めていく際には、こうしたさまざまな認識を持つ学生に対して説明する必要があろう。たとえば、教員が伝えている「障害」やそのイメージと学生の捉えている「障害」のイメージは、必ずしも一致しているわけではない。そもそも法律用語以外で「障害」を定義することは難しく、「障害」を本人(当事者)が、日常でどの程度考えているのかについても個別性が高い。伊藤(2015)も触れていたり、ブラインドサッカーワールドカップ(世界選手権)のポスターのキャッチコピーでもみられるように、何かしらの障害を有している本人には、それほど重要なことではないかもしれない^注。

今回の記述では、「言葉にこだわるよりも本質を理解することが重要である」といった趣旨の意見が多くみられたが、「障害の本質」とはどのようなことを指しているのか、今回の結果のみから一概に論じることは難しい。「障害」の表記を巡る内省機会や意見の異なる立場との対話、ディスカッションを通じて、「障害」「障がい」「障碍」と表記される「しょうがい」の本質に近づくことになるのではないだろうか。その際には、学生の捉え方だけでなく当事者の声にも耳を傾けていくこと、さらには日本以外の諸外国の「文化」や「歴史」からも検討を加えていくことなども有用なアプローチであろう。

(2) 共起ネットワークから見えること

本研究で導出された共起ネットワークの結果をみると、前期(6CL)の段階では「障害」表記の仕方を巡る問題提起から【「障害」に対する認識と内省】や【「障害」表記に伴うネガティブ・イメージ】への理解を深めるとともに、各々が自身の体験や身近な出来事を踏まえて【「障害」表記に対する自身の意見表明と迷い】を記述していた。「障害」表記を巡っては、【「障害」表記に替わる表現の創出】と同時に【表記変更への懸念】など Table 2でもまとめたような大きく3つのスタンスが迷いとともに明示あるいは保留されていた。しかし、どのような言語表記、表現を採用しようと障害を有する人々の【平等さや尊厳の尊重】が最も大切であるという記述が目立った。前期は障害者福祉についての学びの初学者であるため、障害表記に関する意見表明への不安や迷いが伴いやすい状態にあったと考えられる。また、学生一人ひとりの個人的価値観も反映しやすかったと思われる。そのなかにあっても、入学当初より社会福祉学への興味や関心が高く、また本講義を選択的に受講しているという点でも障害を巡る社会的事象からの学びの意欲も高かったと推測され、多様な意見や自身のスタンスの表明がみられた。

後期になると9つのCLが抽出され、前期と比較して記述内容もより豊かで多様になり、将来の障害者福祉に関する学びに向けた積極的、建設的変化が多くみられるようになった(【「障害」に関する自らの体験】【障害者福祉の学びによる建設的変化】【障害者福祉への学びの必要性】など)。前期に続いて【「害」という表記を用いることへの意見表明】もみられたが、【「障害」表記を巡る内省の進展】と併せて表記や表現方法よりも、障害や障害者への一人ひとりの認識、つまり【障害観の重要性と表記の難しさ】や【当事者主体の視点】をより重視する記述内容がみられるようになった。こうした記述内容や考察の発展的変化のなかで【障害者福祉への学びの必要性】が再認識され、【「障害」を取り巻く社会的障壁の再認識と共生社会への希求】や国内外での【「障害」を取り巻く社会的環境や制度】への関心が高まり、障害の有無にかかわらずさまざまな人々が生活しやすい社会づくりに向けた積極的意見が増加していた。後期の記述内容を概観すると、障害表記の在り方という論点を起点としながら、また自身の体験的学びと講義の内容とを照合させながら【当事者主体の視点】【「障害」を取り巻く社会的障壁の再認識と共生社会への希求】【「障害」を取り巻く社会的環境や制度】など、学生たちが障害者福祉全般についての学びをより深めようとする発展的な方向へと進展していったことがうかがえた。

こうした学びの進展は、前期と後期で抽出されたCLを概観、整理し直したTable 3により明瞭に示されていると思われる。Table 2とTable 3からは、本研究の分析対象が障害表記のトピックスを中心としながら"「障害」を巡る自身の身近な体験とそれに基づく内省"を踏まえて各自が"「障害」表記を巡る自身の考えやスタンス"(大きくは3つのスタンス)を探り続け、1年間の学びを経た後期終盤には"「障害」理解に向けた学びへの積極性"を強めていった様子がうかがえる。この過程で、障害を有する人々の【平等さや尊厳の尊重】や【当事者主体の視点】の大切さに気づいたのだと推測される。もちろんすべての学生がこうした変化を経たわけではないが、障害表記という比較的身近な話題を契機としながら障害理解を深めていくことの有用性が示されるとともに、学生間でこうした多様な視点が共有されることによって社会福祉学全般の学びにポジティブな波及効果が得られる可

能性が示唆されたと考えられる。

(3) まとめと課題

現状では、「障害」または「障害者」とは「かくあるべき」や「こうあるべきだ」という個人的価値観や、「こうあってほしい」という個人的願望などに基づいて「障がい」あるいは「障碍」と表記されることが多く、本研究からも多様な表記選択の背景と価値観が示された。「障害者」の生活は、実際に体験した者でなければわからない「不自由さ」があるだろう。近くに障害を有する人が居たり、日頃から障害者福祉についての学びを深めたりしていれば、彼らにとって必要な配慮を考えることができるであろう。実際に体験した者でなければわからない何らかの「障害」に伴う「不自由さ」も、他者から見れば「配慮」したくなるだろうし、他者から見て「障害」の実際についてわからないことがあるからこそ、表記にも迷いが生じ、説明する時にどの表記が望ましいか判断がつきにくくなるのではないかと思われる。こうした戸惑いやわからなさも、彼らの率直な思いとして今回の記述に多くみられた。

先述したように、本研究では「言葉(表記の仕方)にこだわるよりも本質を理解することが重要である」という意見が多く見られたが、「障害」は一言では説明しきれない多様性や困難さを含んでいる。この「障害」の「本質」を十分に自らが理解しているのかという内省と自問自答があるからこそ、「障害」「障がい」「障碍」という表記について、我々や学生たちも改めて考えるのではないかと思われる。したがって、言葉の持つ背景や歴史的な視点、自分自身の価値観などさまざまな視点から「障害」を多面的に捉えなおし、検討していく必要があろう。

最後に本研究の課題を2点述べる。1つ目は、本研究対象が既に社会福祉学への興味関心が強い学部生であったために、結果の一般化には慎重さを要する点である。本研究では、「障害」の表記の在り方というテーマへの関心の高さゆえに、計98という比較的少数サンプルであっても多様な意見、考えなどが抽出された。しかし、対象の年齢層を広げたり、大学生であれば他専攻を対象としたり、サンプル数を増やしたりすることによって、さらに多様な意見表明やアイデアが得られ、議論もより深まると考えられる。2つ目は、前期から後期にかけての個人内の考えの変化過程や、その傾向についての詳細は十分に把握し切れなかった点である。本研究では、あくまで前期と後期のCLの概観を示すことで大まかな変化の傾向は示せたが、学びの過程でどんなことをきっかけにして、どういった考えの変化が生じたのか、または生じなかったのか、そして、それらが彼らのその後の障害観にどのような影響をもたらし得るのか、といった点などについてはほとんど触れられていない。これらを明らかにするためには、たとえばインタビュー調査のような質的研究法によるアプローチが有効であろう。これら課題を踏まえた研究を更に蓄積することで、心理学や社会福祉学を専攻する学生や日本社会全体の障害者観の内省機会と、障害の多様性の理解や受容のきっかけ作りに寄与することができると考える。

付記

本研究は、2021年秋季にオンライン開催された日本健康心理学会第34回大会(主催校:お茶の水女子大学)でポスター発表したものを再解析および加筆修正したものです。本研究にご理解、ご協力いただきました学生の皆さんと、研究の過程や学会にて多くの貴重なご意見、ご示唆を賜りました先生方に深く感謝申し上げます。なお、本研究の発表に際して開示すべき利益相反関連事項はありません。

注

2014年ブラインドサッカーワールドカップ(世界選手権)のポスターに書かれている「見えないそんだけ」というキャッチコピーがある。「見えないだけ、それだけでしょう」という本人の声を聴くことができる。

引用文献

樋口耕一 (2004). テキスト型データの計量的分析-2つのアプローチの峻別と統合- 理論と方法, **19**, 101-115.

Hill, C. E., Thompson, B. J., & Williams, E. N. (1997). A guide to conducting consensual qualitative research. *Counseling Psychologist*, 25, 517-572.

伊藤亜紗 (2015). 目の見えない人は世界をどう見ているのか 光文社新書

石川 准・長瀬 修(編著) (1999). 障害学への招待-社会,文化,ディスアビリティー 明石書店

栗田季佳・楠見 孝 (2010).「障がい者」表記が身体障害者に対する態度に及ぼす効果-接触経験との関連から- 教育心理学研究、58、129-139.

日刊スポーツ 2021年8月22日, 武藤事務総長「お答えできる専門的知見ない」障がい者と障害者の 表記違いに

杉本敏夫(監修)(2016). 新・はじめて学ぶ社会福祉3 障害者福祉論 ミネルヴァ書房

「障害」の表記に関する作業チーム (2010). 「障害」の表記に関する検討結果について

資料

日本の法制度における障害者の定義

障害者基本法(昭和45年法律第84号)

第二条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害(以下「障害」と 総称する。)があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

※改正障害者基本法(平成23年)第二条 この法律において 一「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。二「社会的障壁」とは、障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者(知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち十八歳以上である者をいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児及び精神障害者のうち十八歳未満である者をいう。

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)

(身体障害者)

第四条 この法律において,「身体障害者」とは, 別表(※)に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であつて, 都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

※別表に定められている障害の種類

①視覚障害,②聴覚又は平衡機能の障害,③音声機能,言語機能又はそしやく機能の障害,④肢体不自由、⑤内部障害

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)

第五条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

発達障害者支援法(平成16年法律第167号)

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達 障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常 低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

A study of university students' perception of disability through their writings

Masakazu Iwasaki, Mai Kiyohara, Eiji Taya, Kouken Watanabe, Toshihiro Fujishima

The purpose of this study is to explore and better understand university students' perception and awareness of disability. Quantitative text analysis was conducted on free-form survey responses written by university students studying the welfare of persons with disabilities. As a result of the analysis, the content was classified into four types according to the way the students referred to the pros and cons of disability. Also, when the clusters extracted through text mining were sorted out, the study suggested that the students searched their own opinions and points of view about disability issues and increased their eagerness to enhance their understanding of the topic, as they reflected upon their personal experience during their year studying welfare and disability support.

Key Words: disability, university students, perception of disability, diversity